

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 30 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530045

研究課題名(和文) 国連による経済制裁の実効性確保と国際法上の問題点

研究課題名(英文) Effectiveness of UN Economic Sanctions and Issues under International Law

研究代表者

浅田 正彦 (ASADA, MASAHIKO)

京都大学・公共政策大学院・教授

研究者番号：90192939

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国連の集団安全保障の要ともいえる経済制裁において、制裁に起因する無辜の住民への被害防止のために導入されたスマート・サンクションが引き起こしている人権侵害をいかにして防止することができるのかについて検討したものである。

検討の結果、スマート・サンクションは、司法手続を経ずに制裁対象が指定される結果、財産権や移動の自由などの人権問題を引き起こす恐れがあるが、安保理によるオンブズパーソン制度の導入とその強化によってかなりの程度改善されつつあることが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：This study has examined how to prevent the possible human rights violations resulting from the imposition of UN economic sanctions in the form of smart sanctions (targeted sanctions).

As a result of the study, it has become clear that the designation of targeted persons without going through any judicial processes in smart sanctions may well lead to infringement of human rights of the targeted persons, in particular their right to property and right to liberty of movement.

In this connection there are certain favorable developments in the Security Council. The Council introduced a system of Ombudsperson by its Resolution 1904(2009) and strengthen it by Resolution 1989 (2011) to be a system in which the view of the Ombudsperson regarding delisting will be sustained unless the Sanctions Committee decides otherwise by consensus. This virtually means that his/her view recommending delisting will most likely be respected.

研究分野：国際法

キーワード：国際法 国連 集団安全保障 経済制裁 実効性 安保理決議 人権

1. 研究開始当初の背景

(1) 申請者は、科学研究費基盤(C)(H21~23)の助成を受けて、「安保理決議が法的拘束力を有する要件について：主要国の見解の調査研究」と題する研究を実施した。その過程で参照した多くの関連安保理決議は、いわゆる経済制裁に関する決議であり、また、調査の一環として行った主要国の法律顧問へのインタビューにおいて、それらの決議が必ずしも実効的には実施されていない旨の発言に頻繁に接した。

(2) 申請者は、また、2009年10月から2010年10月にかけて、国連安保理とその補助機関である北朝鮮制裁委員会を補佐するために設置された専門家パネルに参加する機会を与えられ、実地の形で経済制裁の実施過程を検分し、制裁違反にかかわる現地調査へも出かけた。その過程で、制裁決議の違反がいかにして行われているのかについて、多くの知見を得ることができた。しかし、パネルの任務との関係で、その知見をもとに掘り下げた研究を行う機会をもつことができなかった。大学復帰のためにパネル委員を辞任し、また上記基盤研究(C)も完了することとなったことから、本格的に本研究課題を追究することとした。

2. 研究の目的

(1) 国連の経済制裁が発動される機会が近年加速度的に増加しているが、その一方で、長期にわたる制裁の継続にもかかわらず、その実効性が問われる事例が多く見られる。国連の集団安全保障の要ともいえる経済制裁に実効性に欠けるところがあるということになれば、重大な問題である。

(2) 他方で、実効性確保の取組みとして、1990年代の半ば以降、いわゆるスマート・サンクション(ターゲット・サンクション)が実践されてきている。しかし、それによって制裁の実効性がどの程度高まっているのか疑問であるし、むしろ財産権侵害を含む人権侵害の問題がクローズアップされている。このような現状を背景として、本研究は、国連の経済制裁を実効性確保の観点から分野横断的に包括的・総合的に検討・分析し、同時に国際法の観点から問題点を抽出することを目的とするものである。

3. 研究の方法

(1) 本研究のコアとなるべきポスト冷戦期の経済制裁の実践は、極めて多様であり、しかもそのそれぞれが効果において異なっていることから、一定の分類を行いながら検討を進めた。分類は機能的な側面から行い、大きく「貿易禁止(武器禁輸、包括的禁輸)」「金融制裁(資産凍結など)」「個人の渡航

禁止、その他(航空制裁、外交制裁など)の4つに分け、近時の経済制裁の最も重要な特徴の一つであるスマート・サンクションについては、分野横断的(とを含む)に検討を行った。全体として、時期を基礎としたクロノジカルなアプローチ(時代背景の影響を受けることが考えられる)と、上記の機能面からの分類に注目したアプローチ(時代背景とは一応独立に分析が可能である)の双方を織り交ぜながら、その相互関係を意識しつつ検討を進めた。

(2) 実践的な研究の具体的な手法としては、主として資料分析とインタビューの二つを用いた。両者は段階的に行うのではなく、同時並行的に行い、それぞれの作業の成果が他方の作業の有益な促進要因となるように工夫した。すなわち、インタビューにおいては、資料分析の結果判明した事項について確認を含めた意見交換を行うと同時に、資料分析において不明であった点を解明するための助言や示唆を得た。同時に、インタビューで得たさまざまな示唆をその後の資料分析において役立てた。法的分析は、実践的な研究と同時に実施した場合と、一定程度の実践的研究の蓄積をまった後まとめて実施した場合がある。

4. 研究成果

(1) 本研究は、第一に、ポスト冷戦期に加速度的に増加している経済制裁が、長期にわたる実施にもかかわらず、必ずしも所期の目的を達していない原因はどこにあるのかについて検討した。その結果、制裁に実効性の欠ける部分のある原因として、次のような事実があることが判明した。

貿易禁止との関連では、主要な輸送手段である船舶において、積荷証券の虚偽記載から始まり、コンテナ内部における物理的な隠蔽工作、輸送ルートの小刻みで複雑な組み合わせなど、多種多様な隠蔽手段が使われていた。さらに、フロントカンパニー(架空会社)を利用して、実際に取引を行う会社が同定できないような工作が行われていた。

このような工作に対しては、港湾等における検査の拡充が直接的な対応策となるが、港湾をハブ化して利潤を追求したい港湾経営者の側は、逆に手続の簡素化を追求しているというジレンマがある。フロントカンパニーの問題も、その設立自体は法的に規制されていないし、小国が企業誘致のために簡略な手続で会社設立を認める傾向にある点がネックとなっている。

金融制裁を含むスマート・サンクションとの関係では、制裁対象となっている団体・個人、とりわけ団体が、自らが制裁対象リストに掲載されるや、期間を置かずして名称を変更し、または新たに別の団体を設立するなどして、制裁逃れを行っていることが判明した。

このような制裁逃れに対しては、その後の安保理決議において「制裁対象となっている団体・個人のために行動している団体・個人」に対しても同様の制裁を適用することを決定するという対応がとられている。しかし、実際に各国が制裁を実施するには、やはり個人・団体のリストが必要であり、リストを基礎とする限り問題は解決されないというジレンマがある。

(2)本研究は、第二に、国連の集団安全保障の要ともいえる経済制裁において、制裁に起因する無辜の住民への被害防止のために導入されたスマート・サンクションが引き起こしている人権侵害の問題を取り上げ、それをいかにして防止することができるかについて検討した。その結果、以下の諸点が明らかとなった。

スマート・サンクションは、安保理ないし制裁委員会において、司法手続を経ずして制裁対象たる団体や個人を指定し、その資産の凍結や渡航禁止を加盟国に義務づける制度であるが、その結果、財産権や移動の自由などの人権問題が発生する可能性がある。実際、欧州司法裁判所の Kadi 事件をめぐる一連の裁判はそのことを示している。同裁判所は2008年の判決において、防御権、特に聴聞を受ける権利および防御権について効果的な司法審査を受ける権利の侵害があり、また、財産権の不当な制約であると判示し、関連するEU規則を取り消している。

これに対して安保理は、2009年の決議1904において、アルカイダ制裁との関係で、それまでのフォーカル・ポイントに代わるものとして、オンブズパーソンの制度を導入した。これは、独立・公平なオンブズパーソンが、制裁対象となっている個人・団体による制裁リストからの削除要請について、関連する情報を収集するなどした後、制裁委員会に対して削除要請に関する「所見 (observations)」を含む包括報告書を提出し、委員会は、当該包括報告書を検討した後、削除を認めるか否かの決定を通常の手続で行う、というものである。

しかし、この制度は、単なるメッセンジャーに過ぎなかったフォーカル・ポイントと比較すれば、進歩した制度といえたが、オンブズパーソンの任務はせいぜい所見の提出にとどまり、最終的な決定はもっぱら制裁委員会が通常の手続(コンセンサス方式)によって行うというものであって、限定された効果しか期待できない制度であった。

その後安保理は、2011年の決議1989において、オンブズパーソンの制度を強化した。それによると、オンブズパーソンは、制裁対象となっている個人・団体による制裁リストからの削除要請について、関連する情報を収集するなどした後、制裁委員会に対して削除要請に関する「勧告 (recommendations)」を含む包括報告書を提出し、委員会は当該包括

報告書を検討した後、オンブズパーソンがリストからの削除を勧告している場合には、コンセンサスでそれを拒否しない限り、当該個人・団体を制裁リストから削除する、という制度である。

この制度の下でオンブズパーソンに与えられているのは勧告権限に過ぎず、勧告はそれ自体としては拘束力を有するものではないが、制裁委員会がコンセンサスで反対の決定を行わない限り、リストからの削除の勧告は実施されることになっているという点で、手続的には相当に影響のある勧告といえる。

もっとも、このオンブズパーソンの制度は、アルカイダ制裁との関係でのみ導入された制度であり、他の多くの制裁との関係では利用できないという限界がある。今後の改善点としては、まず、この制度を他の制裁委員会との関係でも利用できるように適用拡大するということが考えられるであろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 12件)

ASADA Masahiko, A Path to a Comprehensive Prohibition of the Use of Chemical Weapons under International Law: From The Hague to Damascus, Journal of Conflict and Security Law, Vol. 20, 2016, 55 pp, 査読有

DOI: 10.1093/jcs/l/krv025

浅田 正彦, アメリカの核不拡散政策と日米原子力協定、国際問題、644号、2015、16 - 32、査読無

ASADA Masahiko, The OPCWs Arrangements for the Missed Destruction Deadlines under the Chemical Weapons Convention: An Informal Noncompliance Procedure, The American Journal of International Law, Vol. 108, 2014, 448-475、査読有

浅田 正彦, クリミア問題と国際法、公共空間、13号、2014、43 - 48、査読無

道垣内 正人, 浅田 正彦, 間宮 勇, 森田 章夫, 国際法の最前線、論究ジュリスト、11号、2014、90 - 121、査読無

浅田 正彦, 北朝鮮の核開発と国連の制裁 三つの制裁決議をめぐって、海外事情、61巻6号、2013、100 - 118、査読無

浅田 正彦, 軍縮条約における「不遵守

手続」 化学兵器の最終廃棄期限不遵守をめぐって、法学教室、382号、2012、40 - 48、査読無

浅田 正彦、非国家主体の行為の国家への帰属 包括的帰属関係と個別的帰属関係をめぐって、国際法外交雑誌、111巻2号、2012、1 - 28、査読有

〔学会発表〕(計 15件)

浅田 正彦、北朝鮮の核開発と国連の経済制裁、国連金融制裁研究会、2016年1月16日、関西学院大学、招待講演

ASADA Masahiko、Synergy between UN Export Control and Sanctions Resolutions in Preventing WMD Proliferation、International Group of Experts on Export Regulations (INGEER)、2015年11月26日、神戸大学

ASADA Masahiko、Treaties on Nuclear Nonproliferation: Recent Developments、The Hague Academy of International Law、2015年7月20日~24日、The Hague Academy of International Law、The Hague、The Netherlands、招待講演

浅田 正彦、国際テロリズムと国連の対応、日本国際連合協会京都本部、2015年6月6日、日本国際連合協会京都本部、招待講演

ASADA Masahiko、The Senkaku/Diaoyu Islands Issue and Confidence-Building in the East China Sea、Global Ocean Regime Forum (GORF) 2014、2014年5月15日、Korea Maritime Institute、Seoul、Republic of Korea、招待講演

浅田 正彦、北朝鮮の核開発問題と国連の対応、HPI 研究フォーラム、2013年12月13日、広島平和研究所、招待講演

浅田 正彦、21世紀国際法の課題 軍縮、国連、人権、交流協会巡迴演講、2013年3月13日、国立台湾大学(台湾) 招待講演

浅田 正彦、21世紀国際法の課題 軍縮、国連、人権、交流協会巡迴演講、2013年3月12日、東呉大学(台湾) 招待講演

浅田 正彦、化学兵器の期限問題、日本軍縮学会、2013年2月2日、一橋大学

ASADA Masahiko、North Korean Nuclear Development and UN Security Council Measures、Korean Society of International Law、2012年10月19日、Pusan National University、Republic of Korea、招待講演

浅田 正彦、北朝鮮の核問題と国連、アジア政経学会、2012年10月13日、関西学院大学、招待講演

〔図書〕(計 12件)

浅田 正彦(柳井 俊二・村瀬信也編著)、信山社、国際法の実践、2015、181 - 208

浅田 正彦(広島平和研究所編)、広島平和研究所、平和の創造とは 平和研究の過去・現在・未来、2015、49 - 69

ASADA Masahiko (Jonathan L. Black-Branck and Dieter Fleck (eds.)), Springer、Nuclear Non-Proliferation in International Law: Verification and Compliance、2015、95 - 130

浅田 正彦、加藤 信行、酒井 啓亘編著、三省堂、国際裁判と現代国際法の展開、2014、479頁

浅田 正彦編著、東信堂、国際法(第2版)、2013、512頁

Edward Ifft、ASADA Masahiko、Anthony Aust、Alwyn Davies、Nicholas Kyriakopoulos、et al.、Geneva Centre for Security Policy、On-Site Inspections: A Major Arms Control Verification Tool、2012、141pp.

浅田 正彦(黒澤満編著)、東信堂、軍縮問題入門(第4版)、2012、127 - 147

浅田 正彦編著、有信堂、輸出管理制度と実践、2012、314頁

〔産業財産権〕
出願状況

取得状況

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織
(1)研究代表者

浅田 正彦 (ASADA, Masahiko) 京都大学・
公共政策大学院・教授
研究者番号：9 0 1 9 2 9 3 9

(2)研究分担者

(3)連携研究者